

団体名 適格消費者団体特定非営利活動法人 消費者支援ネットくまもと

係争中の差止請求訴訟	
事件番号	熊本地方裁判所平成 28 年（ワ）第 654 号
訴訟を提起した年月日	平成 28 年 9 月 16 日
被告事業者（業種）	（株）SOUWA（自動車の販売業）
差止請求の対象となった条項（概要）	<ol style="list-style-type: none">1. 本件注文書中の「契約後のキャンセルは原則できません。購入者の一方的なキャンセルにつきましては、キャンセル料（契約額の 30%）と実損額の支払いを申し受けます。」との条項2. 本件契約約款中の「損害賠償条項」として、「契約が解除されたときは、乙は甲に対し直ちに自動車代金等に相当する額の損害賠償金及びこれに対する（但書の場合は、各号の金額を控除した額に対する）商事法定利率による遅延損害金を支払います。但し、下記各号に該当する場合、甲はその金額を前期損害賠償金の支払に充当するものとします。（以下、但書部分略）」との条項
請求の原因（根拠となる法令）	上記差止請求の対象となった条項 1 及び 2 のいずれも、消費者契約法第 9 条 1 号に該当する。